

大分県企業局業務継続計画 (企業局版BCP)

※BCPとはBusiness Continuity Plan(業務継続計画)の略

～いつかではなく、いま 備える!～



※県民安全・安心メールに登録しよう!
URL→<http://www.bousai-oita.jp>

令和3年7月
大分県企業局

目次

第1章 総則	
1 策定の趣旨等	1
2 業務継続計画の基本的な考え方	2
第2章 被害状況の想定	
1 想定する地震災害	4
2 被害想定	5
第3章 非常時優先業務	
1 非常時優先業務	8
2 非常時優先業務の選定	9
3 非常時優先業務の実施に必要な人員	13
第4章 業務継続体制の確保	
1 初動体制確保の方針	14
2 職員の参集	14
3 参集可能職員数	15
4 業務継続のための措置	17
第5章 業務継続のための執務環境等の確保	
1 本局	19
2 総合管理センター(発管・ダム管庁舎)	23
3 総合管理センター(工水庁舎)	26
4 事業用施設・設備	29
第6章 業務継続力の向上	
1 業務継続体制の向上	30
2 他県との応援協定の締結、補修資材の備蓄	30

第1章 総則

1 策定の趣旨等

(1) 趣旨

本県では、近い将来、南海トラフを震源とする巨大地震等の発生が予想され、また、異常気象などによる甚大な風水害の発生も危惧される。特に、大規模な地震災害が発生した際には、災害対策本部などを立ち上げ、県庁を挙げて災害応急対策や災害からの復旧・復興にあたるとともに、災害時にあっても、県民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務については継続しなければならない。

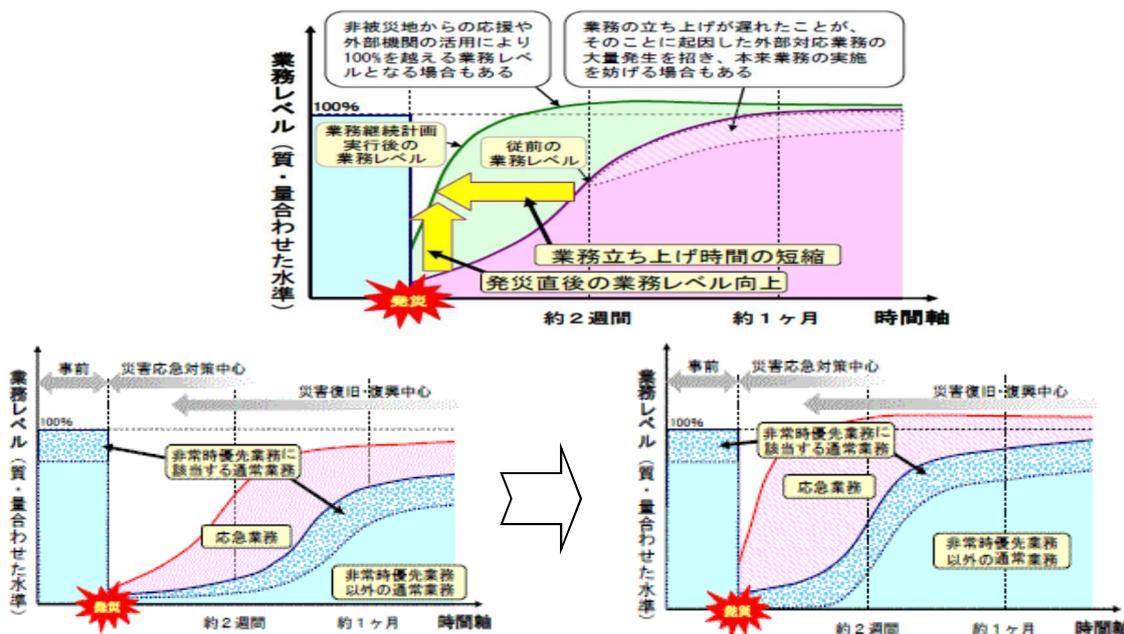
しかし、県自体も被災し、業務実施に必要な不可欠なヒト、モノ、情報及びライフライン等の人的・物的資源に制約を受け、業務の継続が困難になるおそれもある。

そうした状況下において、県の機能を維持し、県民の生命、財産を保護するという県の責務を果たすため、最優先されるべき災害応急業務及び優先すべき通常業務などを非常時優先業務として特定するとともに、業務実施に必要な資源の確保、配分等の措置を事前に講じておくことにより、災害時においても適正な業務執行が図れるよう、平成25年10月に「大分県業務継続計画(本庁版BCP(Business Continuity Plan))」が、また、平成26年3月に県内各地域に関する「大分県業務継続計画(地域版BCP)」が策定された。

企業局においても、電力・工業用水の供給という県民生活や企業活動等に不可欠な事業を行っており、人員・資源が限られる中で、適正な業務執行ができるよう「大分県企業局業務継続計画(企業局版BCP)」を策定する。

(2) 業務継続計画の効果

計画を策定し必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベルの向上等の効果が得られ、下図のとおり高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。



出典：内閣府「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」

2 業務継続計画の基本的な考え方

(1) 業務継続の基本方針

大規模災害発生時においては、大分県として次の方針に基づき業務を継続する。

<基本方針1>

県民の生命、財産の保護を最優先する。さらに、被害の拡大を防止するとともに、行政機能の低下に伴う県民生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を優先的に実施する。

<基本方針2>

非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分にあたっては、限られた資源を最大限に有効活用するため、全庁横断的に調整する。

<基本方針3>

非常時優先業務以外の通常業務は、発災後しばらくの間、積極的に休止するか、または、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で実施する。

企業局として、上記基本方針1、2、3を踏まえながら、次の基本方針4に基づき優先順位を判断しながら業務に当たる。

<基本方針4>

①県民（北川ダム下流域の住民を含む）の生命・身体への影響を考慮しながら、被害の拡大防止を最優先とする。

- ・ 2次被害（被害拡大）の防止
- ・ ダム・水路工作物、工業用水道関係施設の臨時点検・緊急補修
- ・ 応急的な救護活動（現場への移動時）

※救護活動は、上司の了解（連絡がつかない場合は事後報告）を得て対応する。

活動に当たっては、付近にいる住民等の助けにより十分な人手を確保でき次第、自分が被害拡大防止業務に従事しなければならない旨を告げて、移動を再開する。

②電力及び工業用水の供給を継続する。

- ・ 工業用水の供給継続（送配水状況の確認、河川水位・海水遡上の監視）
- ・ 上水道原水の供給継続
- ・ 電力の供給継続（発電所の状況確認、影響を考慮した選択的な緊急補修）

○上記により業務を進めるが、指揮命令を行う職員は、職員の安全確保に十分に配慮した適切な職務命令と安全装備の装着等に留意すること。

(2) 企業局災害対策本部設置要綱等との比較

企業局災害対策本部設置要綱及び現地対策部設置要領は、企業局が関係機関と連携して実施するために必要な初動体制や災害応急対策、再発防止策など災害対策に係る業務を総合的に示すものであり、一方、業務継続計画は、災害時に企業局自体が被災し、利用できる資源（職員、資機材等）に制約が伴う状況下にあっても、企業局が実施すべき災害応急対策業務や通常業務のうち非常時において優先すべき業務の実効性を確保するための計画である。

【業務継続計画と企業局災害対策本部設置要綱等の相違点】

	企業局業務継続計画（BCP）	企業局災害対策本部設置要綱等
主体	企業局	企業局
計画の内容	災害時に人的・物的資源が制約を受けた場合でも、非常時優先業務を適正に遂行できるよう、あらかじめ資源配分や優先業務選定などの対策を検討し定めるもの。	県民の生命・身体を守り、電力・工業用水の供給を続けるため、災害対策として実働して取り組むべき業務内容などを定めるもの。
対策業務	<ul style="list-style-type: none"> ・優先度が高い通常業務 ・災害応急対策業務（復旧業務含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策業務（復旧業務含む） ・再発防止業務

(3) 業務継続計画の対象

本計画の対象となる機関は、企業局の本局及び総合管理センターの全所属とする。

第2章 被害状況の想定

1 想定する地震災害

業務継続計画の策定にあたっては、幅広い対策を具体的に検討するため、その前提となる災害を特定し、当該災害が発生した際の庁舎やライフライン等の被害をイメージする必要がある。

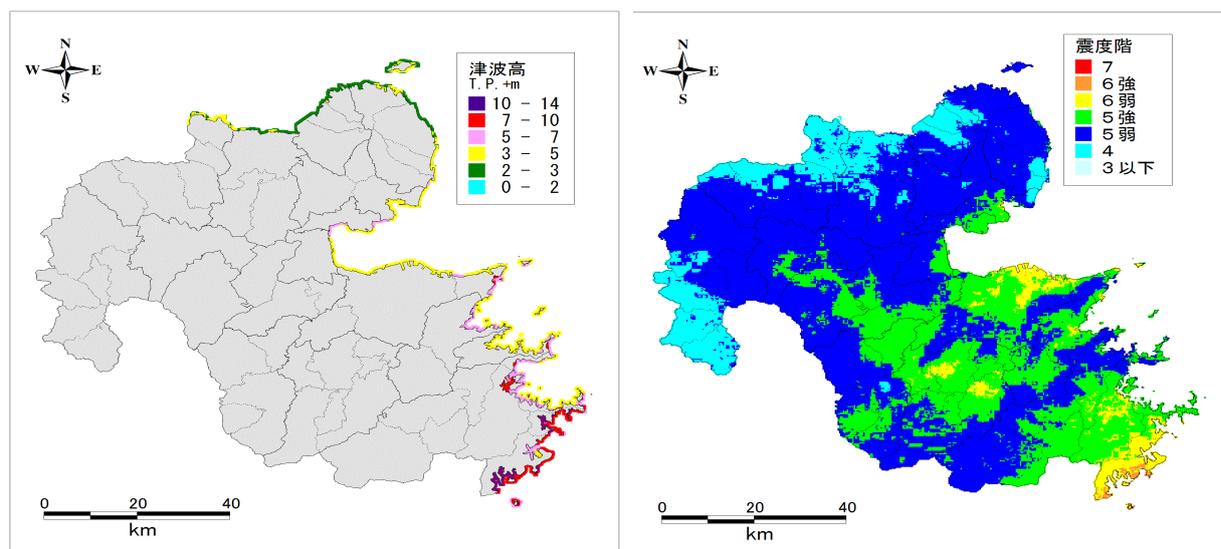
大分県業務継続計画（本庁版BCP・中部地域版BCP）においては、今後30年以内の発生確率が70%から80%と高く、県内全域で震度5を越える揺れが想定され、また、3mを超える津波が沿岸市町村を襲う南海トラフを震源とする巨大地震を本計画で想定する災害としている。

企業局版BCPにおいても、本庁版BCP等と整合させることが必要であることから、想定する被害も同様とする。

【南海トラフの巨大地震】

震源：東海、東南海、南海地震の連動と日向灘への拡大

規模：モーメントマグニチュード9.1



最大津波高分布（ケース11）

震度分布（陸側ケース）

2 被害想定

【地震津波被害想定（被害が最大のケース）】

全壊棟数（冬18時）

揺れ	液状化	津波	火災	斜面崩壊	計
2,899	2,244	24,539	15	7	29,704

負傷者数（夏12時）

建物倒壊	津波	斜面崩壊	火災	ブロック塀転倒等	計
369	5,005	1	0	59	5,434

全壊棟数（夏12時）

建物倒壊	津波	斜面崩壊	火災	ブロック塀転倒等	計
53	20,023	0	0	1	20,077

【市町村別地震津波被害想定（被害が最大のケース）】

	人的被害（夏12時）				建物被害（冬18時）			
	死者	重篤者	重症者	中等傷者	全壊・消失	半壊	床上浸水	床下浸水
大分市	3,405	5	774	1,730	4,688	17,834	7,653	3,355
別府市	1,042	1	123	268	985	4,415	1,928	464
中津市	29	0	2	3	30	758	460	225
日田市	0	0	0	0	13	79		
佐伯市	8,749	0	382	751	14,990	11,281	4,182	1,287
臼杵市	3,926	0	192	377	4,389	4,787	1,631	474
津久見市	1,949	0	139	270	2,769	2,980	1,149	368
竹田市	0	0	0	0	29	97		
豊後高田市	301	0	37	71	142	1,453	921	402
杵築市	430	0	63	123	331	1,971	1,046	465
宇佐市	15	0	0	0	12	197	134	107
豊後大野市	7	0	2	12	729	1,831		
由布市	0	0	0	0	36	124		
国東市	31	0	14	26	126	1,122	720	378
姫島村	24	0	1	1	12	398	292	145
日出町	169	0	22	45	386	1,087	426	150
九重町	0	0	0	0	17	84		
玖珠町	0	0	0	0	20	72		
計	20,077	6	1,751	3,677	29,704	50,570	20,542	7,820

【参考】地震被害想定を実施した3つの地震の被害等

		南海トラフの巨大地震	中央構造線断層帯 による地震	周防灘断層群主部
マグニチュード		9.1	7.5	7.2
地震動	7		大分市、別府市、由布市	
	6強	大分市、佐伯市、豊後大野市	臼杵市、杵築市、宇佐市、日出町、玖珠町	豊後高田市
	6弱	臼杵市、竹田市、杵築市	国東市、九重町	中津市、宇佐市、国東市
	5強	別府市、日田市、津久見市、宇佐市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町	中津市、津久見市、竹田市、豊後大野市	大分市、杵築市、姫島村
	5弱	中津市、豊後高田市、姫島村	日田市、佐伯市、豊後高田市	別府市、日田市、豊後大野市、由布市、日出町、玖珠町
	4		姫島村	佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、九重町
人的被害（人）		夏 12 時	冬 18 時	
		25,511	45,856	1,561
	死者数	20,077	30,627	924
	負傷者数	5,434	15,229	637
物的被害（棟）		冬 18 時		
		80,274	148,264	4,831
	全壊・消失	29,704	88,408	569
	半壊	50,570	59,856	4,262
ライフライン被害		—	—	—
	上水道（人工）	374,000	649,000	3,000
	電気（棟数）	43,000	59,000	0
	通信（回線）	88,000	178,000	12,000
避難生活者数（人）		168,557	427,642	4,509
	避難所	109,562	277,967	2,931
	避難所外	58,995	149,675	1,578
孤立集落		34	23	1

第3章 非常時優先業務

災害発生時の人的・物的資源が制約された状況で業務を継続するためには、非常時優先業務を特定し、さらに、その業務をいつ頃までに開始・再開すべきか、業務開始目標時間を検討しておく必要がある。

1 非常時優先業務

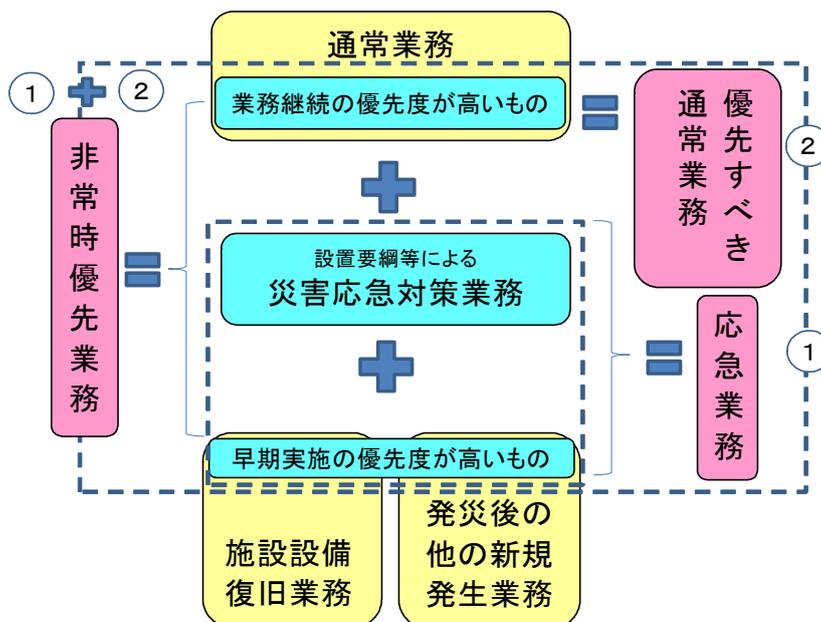
(1) 非常時優先業務の範囲

非常時優先業務は、「応急業務」と「優先すべき通常業務」で構成される。

「応急業務」は、県の防災計画や企業局災害対策本部設置要綱及び企業局現地対策部設置要領に定める災害応急活動や早期実施の優先度が高い復旧業務等である。

「優先すべき通常業務」は、通常行っている業務の中で、県民の安全の確保に直結するものや、業務の中断により県民生活や企業活動等に重大な支障を及ぼすものなど発災後にあっても速やかな開始・再開が求められる業務である。

なお、発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てる必要があるため、企業局においては、第1章の基本方針4に基づき、県民の安全や電力・工業用水の供給継続に直接関係しない通常業務については、積極的に休止する。



【非常時優先業務のイメージ】

(2) 業務開始目標時間

非常時優先業務の実施にあたっては、業務実施の時間的目標を共有して取り組む必要がある。個々の業務の具体的対処方針は、県・企業局災害対策本部会議で示されることになるが、地震発生後の時間経過に応じた大まかな業務開始目標を設定し、迅速な意思決定につなげる。

- フェーズⅠ（地震発生 ～ 10時間）の目標 【初動】 災害対策本部の体制確立
- フェーズⅡ（10時間 ～ 100時間）の目標 【応急】 施設点検・緊急的復旧業務
- フェーズⅢ（100時間～1000時間）の目標 【復旧】 施設・設備の復旧

また、極力早期の業務再開を促す観点から、個々の非常時優先業務の開始目標時間について、1時間、3時間、12時間、1日、3日、1週間、1ヶ月と細分化した。

なお、企業局では、電力・工業用水の供給が最優先の業務であり、供給に係る施設等の復旧が優先すべき通常業務継続の前提となることから、応急業務と並行して復旧業務も行う。

【非常時優先業務選定の考え方】

フェーズ区分	主な対策	業務開始目標時間	県災害対策本部業務	非常時優先業務例（企業局）	
				応急業務	優先すべき通常業務
I 地震発生 ↓ 10時間	【初動】 災害対策本部 の体制確立	1時間 以内	●初動体制の確立	○職員の緊急参集 ○災害対策本部・現 地対策部設置	○関係機関との連絡 ○職員の安否確認
		3時間 以内	●被害状況の把握	○被害状況の把握 ○災害対策本部会議 ○ダム・管路等の臨 時点検	○要員の調整・確保 ○緊急時運転の実施
II 10時間 ↓ 100時間	【応急・復旧】 県民の生命 ・身体の保護 電力・工水 の供給継続	12時間 以内	●応急活動	○ダム等2次点検	○補修資材等調達
		1日 以内	●復旧業務	○管理施設の応急復 旧	○公印、現金、有価 証券等の管守
		3日 以内	●復旧業務	○管理施設の応急復 旧	○予算・会計事務
III 100時間 ↓ 1000時 間	【復旧】 電力・工水 の安定供給	1週間 以内	●本格的な復旧業務	○本格復旧業務の実 施	○縮小・中断業務の 再開
		2週間 以内	●本格的な復旧業務	○本格復旧業務の実 施	○縮小・中断業務の 再開

2 非常時優先業務の選定

「業務継続の基本方針」を踏まえ、地震発生時において企業局として実施すべき非常時優先業務を「応急業務（復旧業務）」と「優先すべき通常業務」の区分により、86の業務を選定した。

区 分	選 定 方 法	業務数
応 急 業 務 (復 旧 業 務)	県災害対策本部等で実施する業務 企業局災害対策本部設置要綱等に基づく、電力・工業用水の供給に係る施設・設備等の点検及び急を要する復旧業務	72※
優先すべき通常業務	電力・工業用水の供給に係る通常業務のうち、重要度の高い業務	14
計		86※

※県災害対策本部に派遣する職員の属する対策班の業務を含むが、中部地区災害対策本部社会基盤対策班土木分会の業務は含まない。

(1) 応急業務

地震発生後、企業局職員が県及び中部地区災害対策本部で従事する業務並びに企業局災害対策本部・現地対策部として実施する業務は、次のとおりである。

①大分県災害対策本部 通信・輸送部（輸送・調整班）の分掌事務

班名	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
輸送・調整班	輸送・調整班の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	鉄道の途絶等の際のバス輸送、海上及び水上交通など代替交通手段を確保するため、九州運輸局、隣接県、市町村及び交通事業者との調整		○	→	→	→		
	交通情報の収集・把握、情報収集班への報告		○	→	→	→	→	→
	各種情報の情報収集班への伝達		○	→	→	→	→	→
	輸送関係団体との連絡調整			○	→	→	→	→
	隣接市町村間における輸送拠点使用に関する要請				○	→	→	
	域外搬送及び広域医療搬送に要する救急車両又はヘリコプター等の他県又は自衛隊への派遣要請及び搬送の支援		○	→	→	→	→	→
	輸送用車両（県有車両、県有車両以外）を確保し、災対本部及び地区災対の要請に応じて配車			○	→	→	→	→
	食料、救援物資、人員等の緊急輸送手段及び経路の決定			○	→	→	→	
	海上輸送ルート決定			○	→	→	→	
	他の都道府県等からの応援の受入にあたっての交通ルートの検討				○	→	→	
	救助物資の輸送、備蓄救助物資の物資集積場（輸送計画による場所）までの輸送、調達した物資の物資集積場までの輸送の確保				○	→	→	→
義援物資の物資集積場までの輸送の確保					○	→	→	
災害救助法が適用された場合の輸送は、他の部局及び機関の協力を求めて実施				○	→	→	→	

②大分県災害対策本部 社会基盤対策部（公共・土木施設班）の分掌事務

班名	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
公共・土木施設班	高速道路、国道、県道の被害状況の把握（緊急輸送道路を優先）	○	→	→	→	→		
	県管理道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であるときは通行規制の実施	○	→	→	→	→	→	
	県管理道路の被害状況を警察署や関係機関への連絡	○	→	→	→	→		
	公共施設の被害状況についての情報の収集及び提供	○	→	→	→	→	→	
	啓開及び復旧を優先する緊急輸送道路や主要道路の選定	○	→	→	→			
	大分県建設業協会の被災状況や啓開復旧体制（重機、作業員、運搬車、資材の確保）について、支部または会員から聞き取るなど、道路啓開や応急復旧体制（人員や重機等の量）を把握	○	→	→	→	→	→	
	水防本部の事務	○	→	→	→	→	→	
	緊急輸送道路及び港湾の応急復旧		○	→	→	→	→	
	港湾・漁港施設、公共用地等を利用して物資集積場所を確保				○	→	→	
	市町村の施設に対する応急復旧の支援					○	→	→
	二次災害の防止活動					○	→	→
	各種情報の情報収集班への伝達	○	→	→	→	→	→	→

③中部地区災害対策本部 社会基盤対策班土木分会の分掌事務

班名	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
社会基盤対策班土木分会	社会基盤対策班土木分会の総合調整	○	→	→	→	→	→	→
	道路・港湾等公共施設の被災状況の確認及び報告	○	→	→	→	→	→	→
	道路の交通規制の実施	○	→	→	→	→	→	→
	県民への交通規制情報及び道路の被災に関する情報の提供	○	→	→	→	→	→	→
	緊急輸送道路、主要道路及び所管する道路の啓開を実施し、緊急車両が円滑に走行できるよう点検	○	→	→	→	→	→	→
	被災した公共施設の応急復旧		○	→	→	→	→	→
	港湾・漁港施設内、公共用地等の物資集積場所を確保				○	→	→	→
	県管理施設の点検、避難対策及び応急対策		○	→	→	→	→	→
	特に重要な水防区域及び地すべり区域、危険箇所のパトロール及び避難についての指導等		○	→	→	→	→	→
	県有施設の点検、応急対策及び被災建築物の応急危険度判定並びに報告				○	→	→	→
	土砂災害等の危険箇所として指定されている箇所等の点検・パトロール及び報告		○	→	→	→	→	→
	重要水防区域及び水防区域の点検・パトロール及び報告		○	→	→	→	→	→
	高潮、波浪等による被害の危険がある箇所の点検・パトロール及び報告		○	→	→	→	→	→
	被災地における住宅を失った世帯の住宅ニーズの把握				○	→	→	→
	災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設及び管理						○	→
	被災した住宅に対する災害救助法に基づく応急修理の実施				○	→	→	→
	災害救助法に基づく住宅又はその周辺の障害物の除去				○	→	→	→
	災害公営住宅の建設							○
	公営住宅の空き状況調査、緊急家賃調査、総合住宅相談所の開設・運営に関する総合調整				○	→	→	→
	市町村が行う被災者に対する住宅の供給、確保対策への協力						○	→

※中部地区災害対策本部社会基盤対策班土木分会については、企業局の職員の同本部（振興局）への参集は要しない。自所属で管理施設等の応急対応等を行うことが同本部の業務となる。

④企業局災害対策本部の分掌事務

班名	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
本部	企業局災害対策本部の運営 (本部長、副本部長、危機管理員、副危機管理員)	○	→	→	→	→	→	→
総務班	大分県災害対策本部との連絡調整	○	→	→	→	→	→	→
	企業局災害対策本部の運営及び局本部・現地対策部各班との連絡調整	○	→	→	→	→	→	→
	職員（臨時・非常勤職員含む）の安否確認	○	→	→	→			
	災害等に関する被害状況等の報告及び公表、メディア対応	○	→	→	→	→	→	→
	非常用資材・燃料の調達配布及び非常用食料の手配等				○	→	→	→
	救急薬品の配布及び防疫				○	→	→	→
	輸送及び車両の配車、緊急通行車両の確認				○	→	→	→
緊急復旧業務に係る契約等の処理				○	→	→	→	
電気事業班 工業用水道事業班 土木施設対策班	各施設の被害状況等の収集	○	→	→	→	→	→	→
	対策本部、現地対策部及び関係機関との連絡・調整	○	→	→	→	→	→	→
	被害状況の関係官庁への速報		○	→	→	→	→	→
	復旧を優先する施設の選定協議			○	→	→	→	→
	ユーザー企業の被災状況や受水状況の把握		○	→	→	→	→	→
	災害対策本部の活動状況の記録	○	→	→	→	→	→	→

⑤企業局現地災害対策部の分掌事務

班名	分掌事務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
統括	企業局現地対策部の統括	○	→	→	→	→	→	
総合制御対策部	各施設に関する被害状況の把握及び連絡・報告	○	→	→	→			
	対策本部、現地対策部との連絡・調整	○	→	→	→	→	→	
	関係機関への連絡・通報	○	→	→	→	→	→	
	協力会社、委託企業の被災状況・協力体制の把握		○	→	→	→	→	
	ユーザー企業の被災状況や受水状況の把握		○	→	→	→		
発電管理対策部	発電所、発電設備に関する被害状況の把握及び連絡・報告	○	→	→	→			
	対策本部、現地対策部との連絡・調整	○	→	→	→	→	→	
	関係機関への連絡・通報	○	→	→	→	→	→	
	被災した施設の応急復旧		○	→	→	→	→	
	近隣公共施設の被害状況の情報収集と提供		○	→	→	→	→	
	協力会社、委託企業の被災状況・協力体制の把握		○	→	→	→	→	
	二次災害の防止活動		○	→	→	→	→	
ダム管理対策部	ダム、水路に関する被害状況の把握及び連絡・報告	○	→	→	→			
	対策本部、現地対策部との連絡・調整	○	→	→	→	→	→	
	関係機関への連絡・通報	○	→	→	→	→	→	
	被災した施設の応急復旧		○	→	→	→	→	→
	近隣公共施設の被害状況の情報収集と提供		○	→	→	→	→	
	協力会社、委託企業の被災状況・協力体制の把握		○	→	→	→	→	→
工業用水道管理対策部	工水施設に関する被害状況の把握及び連絡・報告	○	→	→	→			
	対策本部、現地対策部との連絡・調整	○	→	→	→	→	→	
	関係機関への連絡・通報	○	→	→	→	→	→	
	被災した施設の応急復旧		○	→	→	→	→	
	近隣公共施設の被害状況の情報収集と提供		○	→	→	→	→	
	協力会社、委託企業の被災状況・協力体制の把握		○	→	→	→	→	→
施設管理対策部	送電線施設に関する被害状況の把握及び連絡・報告	○	→	→	→			
	対策本部、現地対策部との連絡・調整	○	→	→	→	→	→	
	関係機関への連絡・通報	○	→	→	→	→	→	
	被災した施設の応急復旧		○	→	→	→	→	
	近隣公共施設の被害状況の情報収集と提供		○	→	→	→	→	
	協力会社、委託企業の被災状況・協力体制の把握	○	→	→	→	→	→	

※企業局災害対策本部及び現地対策部の災害対策業務の詳細については、企業局災害対策本部設置要綱及び企業局現地対策部設置要領に規定している。

(2) 優先すべき通常業務

地震発生後においても、電力・工業用水の供給に関わる業務等の優先度の高い業務については、継続して実施することとし、その内容は次のとおりである。

① 本局

所 属	主な継続業務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
総務課	職員の参集・安否確認	○						
	現金及び有価証券の出納及び保管に関する業務				○	→	→	→
	議会関係業務					○	→	→
	予算関係業務					○	→	→
	会計事務					○	→	→
工務課	職員の参集・安否確認	○						
	電力の供給に関する業務	○	→	→	→	→	→	→
	工業用水、上水道原水及び農業用水の供給に関する業務	○	→	→	→	→	→	→
	ダムの管理に関する業務	○	→	→	→	→	→	→
	営業に係る許認可申請及び報告に関する業務				○	→	→	→

② 総合管理センター

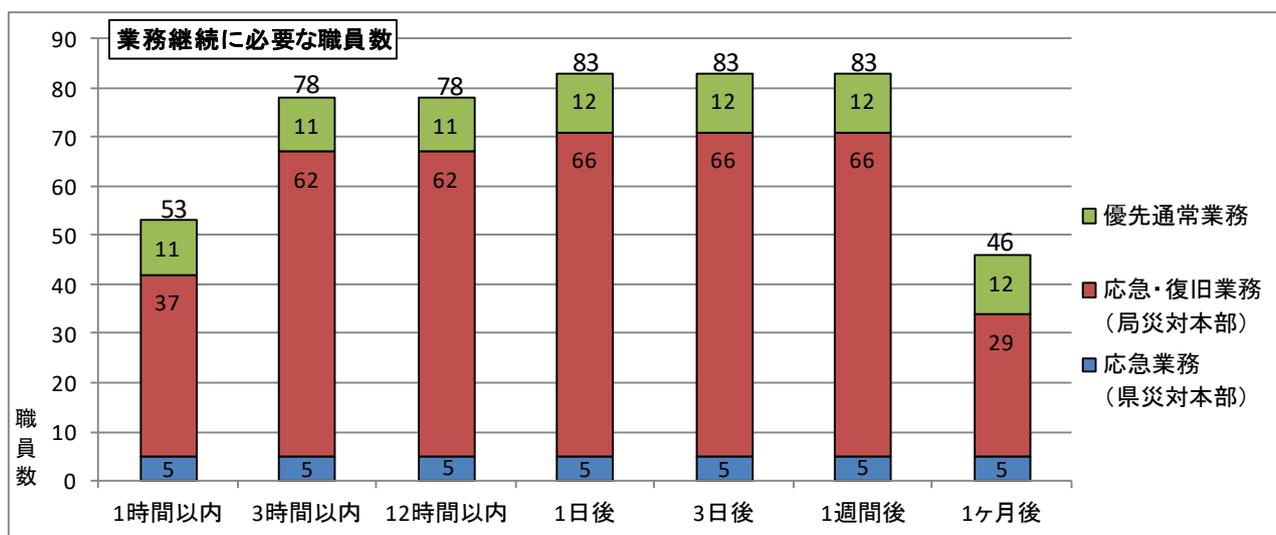
所 属	主な継続業務	開始目標時間割						
		1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後
総合管理センター	職員の参集・安否確認	○						
	発電所の運転管理に関する業務（総合制御部）	○	→	→	→	→	→	→
	工業用水の供給に関する業務（総合制御部）	○	→	→	→	→	→	→
	ダムの操作並びにダム及び関係施設の維持及び管理に関する業務（ダム管理部）	○	→	→	→	→	→	→

3 非常時優先業務の実施に必要な人員

各経過時間において、非常時優先業務を遂行するために必要な職員数は次のとおりである。

〔業務継続に必要な職員数〕

区分	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後	備考
応急業務 (県災対本部)	5	5	5	5	5	5	5	
応急・復旧業務 (局災対本部)	37	62	62	66	66	66	29	
優先通常業務	11	11	11	12	12	12	12	
計	53	78	78	83	83	83	46	



※上表及びグラフの「応急業務」には、中部地区災害対策本部の要員は含まない。

第4章 業務継続体制の確保

地震発生時の業務継続体制を確保するためには、非常時優先業務の実施に必要な人的・物的資源の状況を分析し、不足が予測されるものについて対策の検討が必要である。

このうち、人的資源である職員の確保については、地震発生の時間帯により大きく左右されることから、勤務時間内と勤務時間外とを分けて検討する。その上で、業務に従事できる職員数を経過時間ごとに把握し、これを非常時優先業務の必要職員数と対比することにより、業務目標開始時間ごとの過不足を算出し、必要に応じた応援体制を検討する。

1 初動体制確保の方針

地震発生後は、直ちに被災状況の把握と被害拡大防止を図るための初動体制を速やかに確保する。

- ①地震発生後直ちに（遅くとも10分後）、情報連絡体制を確保
- ②地震発生30分後には、企業局災害対策本部の初動体制を構築
- ③地震発生後1時間を目途に、第1回の企業局災害対策本部会議を開催

2 職員の参集

(1) 勤務時間内の地震発生

①地震発生時の行動

地震動が収束するまでの間、職員自身及び来庁者の安全確保を図り、収束後直ちに、企業局災害対策本部を設置し、所定の配置につくとともに、県災害対策本部の要員は、各対策班の指定場所に集合する。そのほかの職員は、通常業務を一旦停止し、負傷者の救助にあたる一方、本局職員は津波の浸水による被害を避けるため、周辺から避難してきた方々とともに迅速に高い位置に移動する。

また、庁舎外にいる職員は、安全を確保し、帰庁又は最寄りの参集可能庁舎に参集する。

②非常時優先業務の実施

執務室内や周辺の被災状況を確認のうえ、書類等の片付けや電源の確保、パソコンの動作確認等により執務環境を整え、応急業務等に着手する。

③家族等の安否確認

電話による確認は輻輳等により困難が想定されることから、災害用伝言サービス等の非常時の安否確認方法について家族で確認しておく。

(2) 勤務時間外の地震発生

①職員の緊急参集

休日、夜間等の勤務時間外に巨大地震が発生した場合、職員は連絡を待たず、原則として徒歩又は二輪車（自転車、バイク）により参集する。総合管理センターは、津波による浸水のおそれがないので、遠距離通勤者については、自家用車で参集できるものとする。

ただし、津波による浸水の影響等を十分に考慮し、最新情報の入手や的確な状況判断などにより、職員自身の安全を確保、確認して参集するものとする。

なお、交通途絶などにより自所属に参集できない場合は、①企業局の他所属またはその他の企業局施設、②最寄りの振興局、③最寄りの県の機関に参集する。

※参集途上において、職員本人や家族が負傷する等、近所での救援活動が必要な場合などは、上司等の了承を得て適切な措置を行うようにする。

②職員の安否確認

初動体制の構築に必要な職員を確保するため、職員の安否確認を行い、参集可能職員数を把握する。

安否確認は、職員参集・安否確認システムにより行う。システムに登録していない職員等は、携帯電話メール等の通信可能な手段により所属に連絡するものとし、事前に職員の緊急連絡先（携帯番号、メールアドレス等）を一覧表にまとめるなど必要な措置を講じる。

※発災時に家族と離れていた職員は、参集途上または参集初期の段階で、速やかに家族の安全確認を行う。

3 参集可能職員数

(1) 参集予測

勤務時間外に地震が発生した場合に参集が可能な職員数について、津波浸水予測調査の結果を前提に、沿岸部は、地震発生後に津波が押し寄せて、浸水するものと想定し、職員の居住状況を踏まえ、職員本人や家族の被災、交通事情等の条件を設定して予測する。

【前提条件、試算方法】

(1) 本局（津波により、浸水するおそれあり）

- ①南海トラフなど広範囲を震源とするM9クラスの地震が発生し、大分市では震度6強の揺れを観測する。大津波警報が発令され、4mを超える津波0（地震発生から87分後に+1m波高の津波）と想定する。
- ②地震発生直後の参集は、津波襲来等を勘案し、3km以内に居住している職員が徒歩で登庁する。その後については、津波警報は発災後丸一日経過して解除されると想定し、解除の後、徒歩により参集するものとする。
- ③地震発生から3日間は、徒歩により参集するものとし、歩行速度は、道路事情等を考慮して、平常時（4km/時）より遅い、3km/時と想定する。
- ④地震発生から2週間程度で、職員の大半は勤務地への参集が可能になるものとする。しかし、自宅の全壊や家族の死傷等により、2割の職員が参集できない（阪神・淡路の例）と想定し、8割の参集率とする。

(2) 総合管理センター（発管・ダム管庁舎、工水庁舎）

- ①本局と同様に南海トラフなど広範囲を震源とするM9クラスの地震発生や4mを超える津波を想定するが、両庁舎の浸水はないものとする。
- ②地震発生直後の参集は、津波襲来等を勘案し、徒歩又は二輪車等、浸水予測地域以外の遠距離通勤者については自家用車（時速30km/h・道路被害等を考慮）で登庁する。
- ③沿岸部を通勤経路にしている職員は、浸水被害のないルートや時間帯での参集時間等を設定する。ただし、高速道路は、緊急車両の利用で通行できないものとする。
- ④地震発生から2週間程度で、職員の大半は勤務地への参集が可能になるものとする。しかし、自宅の全壊や家族の死傷等により、2割の職員が参集できないと想定し、参集率を8割とする。

(2) 予測結果

地震発生後の経過時間ごとに参集可能職員数を予測した結果は次のとおりである。

区 分	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後	備考
総務課	6	6	6	12	12	12	12	
工務課	5	5	5	16	16	16	16	
本局計	11	11	11	28	28	28	28	
総合制御部	9	9	9	13	13	13	13	
発電管理部	6	8	13	14	14	14	14	
ダム管理部	14	14	15	16	16	16	16	
工業用水道管理部	7	7	8	9	9	9	9	
施設管理室	2	2	4	4	4	4	4	
センター計	38	40	49	56	56	56	56	
企業局計	49	51	60	84	84	84	84	

※対象職員数は、106人（R3.5.1現在）。「個別に確認した参集が見込める職員数」×0.8

実際の参集にあたっては、本局では徒歩だけでなく、自転車やバイク等で参集する職員も想定されるため、予測よりも短時間でより多くの職員の参集が可能となる一方、本人及び家族の被災状況や周辺地域の救助活動等により参集が困難となる職員も想定される。

(3) 業務継続に必要な人員と参集可能職員数

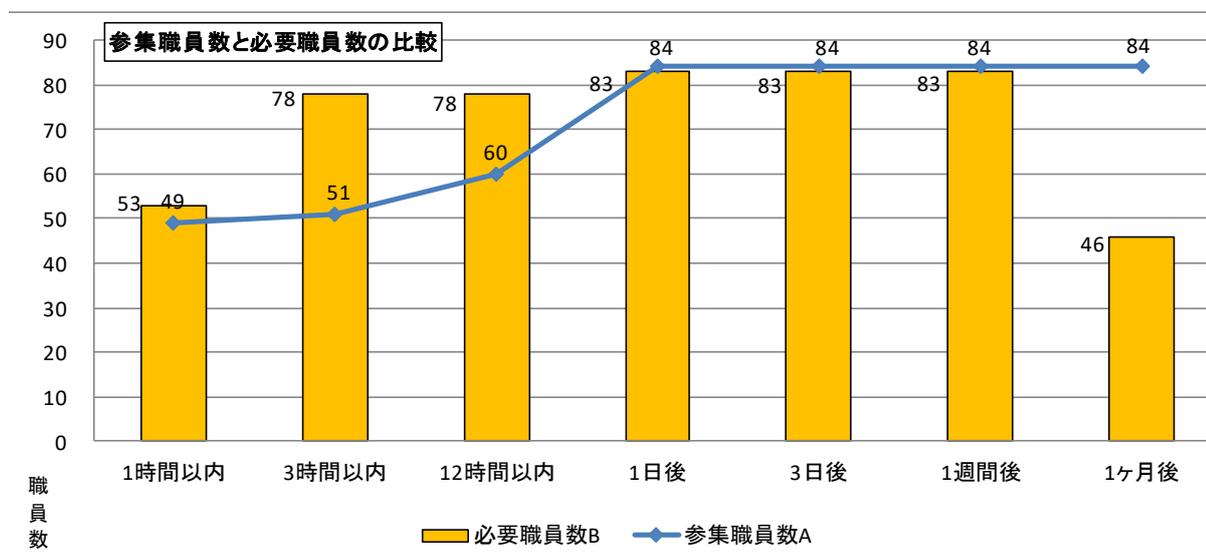
非常時優先業務に必要な職員数と地震発生後の参集可能職員数については、下表のとおりである。

1日後までは職員の不足が見込まれる。

そのため、必要職員数に達するまでは、センター内で職員配置を調整し、重要度・緊急度により実施すべき業務を選択・集中して実施するとともに、本局勤務者で津波警報の解除まで本局に登庁できない職員は、総合管理センターに参集し業務に当たることとする。

〔参集職員数と必要職員数の比較〕

区 分	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1日後	3日後	1週間後	1ヶ月後	備考
参集職員数A	49	51	60	84	84	84	84	
必要職員数B	53	78	78	83	83	83	46	
差引(A-B)	-4	-27	-18	1	1	1	38	



4 業務継続のための措置

(1) 企業局災害対策本部の業務遂行体制

①執務環境及びスペースの確保

会議室や共用スペース等の片付け、コピー機への不具合の対応、飲食物の確保、簡易トイレ等の調達、休憩スペースの確保等を行う。

②職員の持続可能な勤務のための措置

本部等業務に従事する職員の健康管理に留意するとともに、職員の交代による勤務体制を整え、勤務時間終了職員は必ず帰宅する。なお、帰宅が困難な場合には、庁内に確保する休憩、仮眠スペースで休養を取る。

③物資等の調達

応急・復旧業務や非常時優先業務に必要な物資等の調達に係る予算の確保を図るとともに、会計処理の円滑な実施を図る。

④帰宅困難者等への対応

帰宅困難な職員の休憩、仮眠のため、会議室等のスペースを確保する。

来庁中に被災した帰宅困難者のため、会議室等を退避場所として確保し、提供する。

⑤負傷者の援護

負傷者が発生し、その付近に居合わせた際には、救命・救急措置や応急手当など必要な処置を速やかに行い、緊急な手当が必要な負傷者や急病人については医療機関に順次搬送する。

(2) 職員の応援体制

非常時優先業務の実施にあたり、必要な人員数に過不足が生じる場合、次のとおり職員配置の調整を行う。

①県災害対策本部・中部地区災害対策本部の要員

大規模な災害の発生により、県災害対策本部において、あらかじめ設定した要員数が確保できない、あるいは、それを上回る人員が必要になり要員を増やすよう要請があった場合は、企業局災害対策本部総務班は総務課職員からの派遣を検討する。

なお、中部地区災害対策本部の要員としての総合管理センター職員は、同本部が設置される中部振興局に参集することは求められておらず、自所属にて企業局管理施設の応急対応等を行うことが、地区災害対策本部の業務とされている。

②企業局災害対策本部・現地対策部

現地対策部において、応急・復旧対策や優先すべき継続業務の実施にあたり、人員が不足する場合には、現地対策部統括が総合管理センター内で調整するものとし、なお人員が不足する場合は、企業局災害対策本部総務班で本局からの派遣を検討する。

(3) 指揮命令の確保

地震発生時においても組織を維持し、業務を適切に継続するためには、指揮命令系統が確立されることが重要である。発災時に所属長等管理職にある者が不在等になる場合においても、適切に意思決定を行える体制を確保する。

職務の代行については、大分県企業局災害対策本部設置要綱第3条及び第4条並びに大分県企業局事務決裁規程（平成2年企業局訓令第1号）第3条及び第4条に定める代決順位により行うこととし、意思決定権者が不在の場合には、遅滞なく代決権者が代決する。

（4）専門職種の確保

非常時優先業務を遂行するにあたり、特別な資格や専門的な知識、技能等を必要とする場合は、資格職種等の必要数に対し参集可能者数が充足しているか、特に留意する必要がある。

参集予測により不足が想定される職種については、非常勤職員の応援や他県の事業者との派遣協定の締結など応援可能職員の確保対策を平時から講じておく必要がある。

また、企業局退職者等から情報提供が受けられるよう、退職者の親睦団体とも日頃から連携を図る。

第5章 業務継続のための執務環境等の確保

発災時に非常時優先業務を遂行するためには、職員の確保とともに、庁舎や電力、上下水道等執務環境に係る施設機能の確保が必要である。

このため、総合管理センター（発管・ダム管庁舎及び工水庁舎）や事業用施設の機能について、現状や被災による影響、課題を分析の上、業務継続のために必要な対策を検討する。併せて、各庁舎が著しい損傷を受けるなどにより、使用できない場合を想定した対応も検討する。

また、本局が入居する県庁舎新館は、会計管理局用度管財課が庁舎管理を行うが、公用車等企业局独自に管理しているものや県庁舎が使用できない場合の代替施設等については、総合管理センターと同様に対策を検討する必要がある。

1 本局

(1) 本庁舎（新館）

【現状】 ○本局が所在する県庁舎新館は、平成5年の建設であり、建築基準法に定められた耐震性を有する。

【課題】 ●室内にある書棚やロッカー、電気製品等について、簡単に転倒し、落下しないよう措置が必要となる。

【対策】 ①安全衛生委員会の職場巡視等により、転倒等のおそれのある備品等は点検・措置済である。

(2) 電力

【現状】 ○被災により、外部からの電源供給がストップした場合、非常用発電設備が直ちに起動し電源を供給し、72時間の連続稼動が可能である。

○非常用電源対応コンセントの位置は職員が一見して判別できるよう赤色にマーキングしている。

庁舎の 名称	設置場所		供給範囲	燃料タンク	連続運転時 間	備 考
	発電機	受変電設備				
新 館	受変電棟 4階	受変電棟 3階	新館 3割	31,950ℓ	72時間	

【課題】 ●非常用発電機は、通常時の電力使用量をまかなう容量はなく、冷暖房設備を除いた一般電気設備（照明、OA機器等）の概ね30%である。

【対策】 ①非常時の電力使用量が電力容量以下となるよう、あらかじめ使用する電気設備を選択しておく。

(3) 上水道

- 【現状】 ○上水道が断水した場合、受水槽及び高置水槽に貯留している水が使用可能である。
- トイレ洗浄水は、井戸水を利用しているため、配管損傷の心配はなく、電源が供給されていれば、トイレの使用は可能である。
- 県庁舎新館7階に災害支援型自販機が設置されており、災害時に近隣住民等が大分県庁舎へ避難する場合等において清涼飲料水、水及びお湯の提供協力を受けることができる。

(上水道)

庁舎	受水槽(m3)	高置水槽(m3/日)	使用量(m3/日)	使用可能日数
新館	50	19	22	2.2

(井戸水)

庁舎	受水槽(m3)	高置水槽(m3/日)	使用量(m3/日)	使用可能日数
新館	100 (本館と供用)	24	35	1.3 (本館と供用)

- 【課題】 ●津波による浸水被害が生じた場合、受水槽は使用できず、使用可能な水は高置水槽の貯留水のみとなる。
- トイレ洗浄水の確保に必要な電源は、非常用電源と接続していない。
- 地震等により配管が損傷した場合、復旧までの間使用できなくなる。

- 【対策】 ①断水時には、残留水の給水期間ができるだけ伸長するよう、節水に努める。
- ②県災害対策本部要員用の飲料水(ペットボトル)は所管部局で備蓄を進めており、別途、企業局の災害対策要員用の備蓄を進める。
- ③井戸水の水量はあるので、電源確保対策を所管部局で検討する。

(4) 下水道

- 【現状】 ○下水道施設が損壊した場合は、トイレの使用を含め排水そのものができなくなる。

- 【課題】 ●下水道施設が損壊した場合は、復旧に相当の時間がかかる。

- 【対策】 ①所管部局で、既存洋式トイレで使用できる「災害用トイレセット」の備蓄を進めている。

(5) 電話・通信

【現状】 ○災害時に最も有効な通信手段である防災行政無線は、県庁全体で地上系と衛星系の2系統の無線システムを整備している。県庁統制局の非常用発電設備は72時間の運転が可能である。
○災害時優先電話が、企業局本局に固定電話が1回線、携帯電話(局長公用)1回線分確保されており、発信規制や接続規制といった通信制限が行われた場合でも、制限を受けずに発信を行うことができる。

【課題】 ●72時間を越えて停電が続いた場合、防災行政無線の電源が確保できない。
●携帯電話のバッテリーの利用時間が限られることから、非常用の充電器等の確保が必要である。
●県庁舎の電話通信回線は、地下ルートの配線であり、津波による浸水で使用不能になる恐れがある。

【対策】 ①防災行政無線を日頃から積極的に利用し、操作に習熟させる。
②防災行政無線用の非常用発電の燃料確保、運搬方法を所管部局で検討する。
③電話通信回線の故障対策について、関係機関と連絡体制を確保しておく。

(6) 情報システム

【現状】 (知事部局と共通するシステム)

○新館の電子計算機室は、耐震型フリーアクセス構造で、無停電電源装置、自家発電装置等を備えており、サーバー等の機器類が使用不能になる可能性は極めて低い。
○情報システムを設置している大分市内のデータセンターも、耐震型フリーアクセス構造で無停電電源装置、自家発電装置等を備え、また、係員が24時間常駐し、不測の事態に備えており、災害には十分に耐え得る状態にある。
○豊の国ハイパーネットワークのネットワーク機器を置くNOC(市内のデータセンター)及び県の庁舎、県下13AP(アクセスポイント)は、設置場所を含め電源、構造等災害に耐え得る。自設の光ファイバーケーブルは情報ボックス、電線共同溝等を利用し、極力地中化を図っている。
○基幹システムのデータについて、バックアップや分散保管などにより、万一のデータ等破損時にも復旧できる体制を構築している。

(企業局独自システム)

○財務会計システムや工事積算システムは、サーバーを本局内に設置している。
○企業局職員共有ファイルは、本局、発管・ダム管庁舎、工水庁舎にそれぞれ設置しているサーバーで相互にバックアップをしている。また、無停電電源装置が約1時間作動する。

- 【課題】**
- 災害等緊急時には、情報システム及び情報通信基盤の物理的損傷、停電等により利用不能となったシステムの早期復旧に職員だけでは対応できないことが想定される。
 - 大規模災害対応では、平時の情報セキュリティポリシーの例外的な運用を求められる場合がある。
 - 本局に設置しているサーバー等の機器類が使用不能になった場合でも、必要なデータが保全されるよう検討する必要がある。

- 【対策】**
- ①システムの復旧は、緊急性の高い、災害復旧やユーザー企業の操業に必要なシステムから優先して対応する。
 - ②システムの早期復旧のため、運用管理等の受託事業者と、手作業による代替手段の確保や復旧手順の確認を事前に行い、また、緊急連絡体制の構築を徹底する。
 - ③緊急時には、最低限の情報セキュリティは確保したうえで、外部パソコンの庁内LAN接続などの例外措置を認める。

(7) 燃料

- 【現状】**
- 国（経済産業省）の制度により、県公安委員会に対して「緊急通行車両等事前届出」を行った車両は、大規模災害時において、事前届出済証の提示により燃料優先供給を受けることができる。
 - 大分県としては、大分県石油商業組合と協定を結び（平成18年10月締結、平成26年5月改正）、災害対策基本法第76条に定める緊急通行車両や、防災拠点、災害拠点病院その他災害応急対策上特に重要な施設に対し優先的に燃料を供給できる協力体制を構築している。

- 【課題】**
- 発災時には、深刻な油類の不足が懸念されるため、公用車のガソリン確保対策を講じておく必要がある。

- 【対策】**
- ①「緊急通行車両等事前届出」を確実に行う。

(8) 公用車

- 【現状】**
- 公用車の駐車場は、すべて地下1階である。

- 【課題】**
- 津波により全公用車が浸水する。

- 【対策】**
- ①所管部局が講ずる大手町駐車場の上層階に公用車を移動させる対策に従って対応する。

(9) 庁舎機能の確保

県庁舎新館が著しい損傷を受け、あるいは、周辺地域の被災、津波による浸水などにより登庁できなくなるなど、新館において業務を行うことができないと判断される場合には、代替施設において業務を行う。

新館が使用できないと判断する基準は、概ね次のとおりである。

- | | |
|----------------------|---|
| <p>【判断基準】</p> | <p>①県庁舎新館が著しい損傷を受け、安全に業務を実施することが困難な場合</p> <p>②各種インフラ等の復旧に相当の時間を要し、新館で継続して業務を行うことが困難な場合</p> <p>③周辺地域が甚大な被害を受け、当分の間、職員が登庁することが困難な場合</p> |
|----------------------|---|

(代替施設の選定)

総合管理センターの各庁舎は、津波の到達予想範囲外であり、これらの庁舎での企業局災害対策本部の設置等に関して検討する。

2 総合管理センター（発管・ダム管庁舎）

(1) 庁舎

【現状】 ○発管・ダム管庁舎は、平成8年の建設であり、建設基準法に定められた耐震性を有する。

【課題】 ●室内にある書棚やロッカー、電気製品等について、簡単に転倒し、落下しないよう措置が必要となる。

<p>【対策】</p>	<p>①安全衛生委員会の職場巡視等により、転倒等のおそれのある備品等は点検・措置済である。</p>
--------------------	---

(2) 電力

【現状】 ○被災により、外部からの電源供給がストップした場合は、監視盤及びダムコン設備のみ、非常用電源から電力の供給を0.5時間受ける。

【課題】 ●停電時には、一般電気設備は使用不能であり、長時間継続すると監視機器も使用不能となる。

<p>【対策】</p>	<p>①通信等最低限必要な機器を使用できる非常用発電機を設置する。</p> <p>②指揮命令者は総合制御部に移動して、業務を継続する。</p>
--------------------	---

(3) 上水道

【現状】 ○上水道が断水した場合は、飲料水が使用できない。
○屋外の水道は、井戸水ポンプで供給されているので、電源が供給されていれば使用可能である。

【課題】 ●屋外の水道は飲用不可である。上水道とは接続できないため、屋内での使用ができない。

【対策】 ①企業局の災害対策要員用の飲料水（ペットボトル）の備蓄を進める。

(4) 下水道

【現状】 ○下水道とは接続されていない。合併処理浄化槽である。

【課題】 ●短時間の断水では支障がないが、長引くと使用できなくなる。

【対策】 ①既存洋式トイレで利用できる「災害用トイレセット」の備蓄を検討する。
②電源があれば、屋外井戸水は利用可能である。

(5) 電話・通信

【現状】 ○災害時に最も有効な通信手段である防災行政無線は、県庁全体で地上系を設備、また、衛星携帯電話も整備している。事務所設置の受信設備は最低20時間の停電に対応できる。共用車に設置している受信設備は、車のバッテリーを使用しているため、停電では心配ない。

【課題】 ●20時間停電が継続すれば、事務所の無線機の電源が確保できない。

【対策】 ①防災行政無線を日頃から積極的に利用し、操作に習熟させる。

(6) 情報システム

【現状】 ○事務所のネットワークシステムは、豊の国ハイパーネットワークに接続されており、本局のシステムと同様のものである。
○事務所のサーバーはバックアップされており、万一のデータ破損時にも復旧できる体制を構築している。

【課題】 ●本局のシステムと同様である。

【対策】 ①システムの早期復旧のため、運用管理等の受託業者と手作業による代替手段の確保や復旧手順の確認を事前に行う。また、緊急連絡体制の構築を徹底する。

(7) 燃料

【現状】 ○国（経済産業省）の制度により、県公安委員会に対して「緊急通行車両等事前届出」を行った車両は、大規模災害時において、事前届出済証の提示により燃料優先供給を受けることができる。

○大分県としては、大分県石油商業組合と協定を結び（平成18年10月締結、平成26年5月改正）、災害対策基本法第76条に定める緊急通行車両や、防災拠点、災害拠点病院その他災害応急対策上特に重要な施設に対し優先的に燃料を供給できる協力体制を構築している。

【課題】 ●発災時には、深刻な油類の不足が懸念されるため、公用車のガソリン確保対策を講じておく必要がある。

なお、事務所では燃料を使用していない。

【対策】 ①「緊急通行車両等事前届出」を確実に行う。

(8) 公用車

【現状】 ○公用車の駐車場は、1階のガレージ内である。

【課題】 ●建屋の損壊の場合は、公用車が使用できない。

【対策】 ①駐車場は、建屋内と屋外ガレージとがあり分散しているため、一部車両が被災を逃れることが見込まれる。

(9) 庁舎機能の確保

事務所は津波の到達予想範囲外であるが、万一、地震等で損傷を受けた場合は、業務が継続できない。その場合は、工水庁舎等で業務を行う。

3 総合管理センター（工水庁舎）

（1）庁舎

【現状】 ○工水庁舎は、平成20年度に耐震化工事を行っており、耐震性を有している。

【課題】 ●室内にある書棚やロッカー、電気製品等について、簡単に転倒し、落下しないよう措置が必要となる。

【対策】 ①安全衛生委員会の職場巡視等により、転倒等のおそれのある備品等は点検・措置済である。

（2）電力

【現状】 ○被災により、外部からの電源供給がストップした場合、非常用発電機（判田浄水場と共通）が直ちに起動し電源を供給する。燃料タンクは、12時間の連続運転が可能な容量である。

○大分県と石油連盟が締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」による重要施設として判田浄水場が含まれており、燃料供給が可能な協力体制が構築されている。

【課題】 ●非常用発電機は無給油で12時間しか運転できないため、12時間を超えると電源供給ができなくなる。

【対策】 ①「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づく災害時に燃料供給が可能な協力体制の維持に努める。

（3）上水道

【現状】 ○上水道が断水した場合、飲料水が使用できない。
雑用水については、工業用水を使用するので確保が可能である。

【課題】 ●地震等により配管が損傷した場合、復旧までの間、使用できなくなる。

【対策】 ①企業局の災害対策要員用の飲料水（ペットボトル）の備蓄を進める。

(4) 下水道

【現状】 ○下水道施設が損壊した場合は、トイレの使用を含め排水そのものができなくなる。

【課題】 ●下水道施設が損壊した場合は、復旧に相当の時間がかかる。

【対策】 ①判田汚泥処理棟は浄化槽を使用しているため、同棟で使用する。

(5) 電話・通信

【現状】 ○災害時に最も有効な通信手段である無線を工業用水で有しており、停電時にも非常用発電機で12時間の使用が可能である。

○災害時優先電話が、工業用水道管理部、総合制御部合わせて固定回線が5回線分確保されており、発信規制や接続規制といった通信制限が行われる場合でも、制限を受けずに発信を行うことができる。

○大分県と石油連盟が締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」による重要施設として判田浄水場が含まれており、燃料供給が可能な協力体制が構築されている。

【課題】 ●12時間を超えて停電が続いた場合、無線の電源が確保できない。

【対策】 ①「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づく災害時に燃料供給が可能な協力体制の維持に努める。

(6) 情報システム

【現状】 ○事務所のネットワークシステムは、豊の国ハイパーネットワークに接続されており、本局のシステムと同様のものである。

○事務所のサーバーはバックアップされており、万一のデータ破損時にも復旧できる体制を構築している。

【課題】 ●本局のシステムと同様である。

【対策】 ①システムの早期復旧のため、運用管理等の受託業者と手作業による代替手段の確保や復旧手順の確認を事前に行う。また、緊急連絡体制の構築を徹底する。

(7) 燃料

【現状】 ○国（経済産業省）の制度により、県公安委員会に対して「緊急通行車両等事前届出」を行った車両は、大規模災害時において、事前届出済証の提示により燃料優先供給を受けることができる。

○大分県としては、大分県石油商業組合と協定を結び（平成18年10月締結、平成26年5月改正）、災害対策基本法第76条に定める緊急通行車両や、防災拠点、災害拠点病院その他災害応急対策上特に重要な施設に対し優先的に燃料を供給できる協力体制を構築している。

○大分県と石油連盟が締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」による重要施設として判田浄水場が含まれており、燃料供給が可能な協力体制が構築されている。

【課題】 ●発災時には、深刻な油類の不足が懸念されるため、公用車のガソリン確保対策を講じておく必要がある。

●非常用発電機は連続運転で12時間分の燃料しかないため、12時間を超えて電源供給できるよう燃料の確保が必要である。

【対策】 ①「緊急通行車両等事前届出」を確実に行う。
②「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づく災害時に燃料供給が可能な協力体制の維持に努める。

(8) 公用車

【現状】 ○公用車の駐車場は、浄水場内の屋外の車庫である。

【課題】 ●地震により車庫が倒壊するおそれがある。

【対策】 ①公用車の車庫について、耐震の対策を講じる必要がある。

(9) 庁舎機能の確保

工水庁舎は耐震補強が終了し、非常用発電機も整備されているため、庁舎機能の確保は可能である。ただし、12時間を超えて停電が続いた場合は、電源が確保できない。

4 事業用施設・設備

(1) 耐震照査・耐震工事等

【現状】 ○事業用施設の耐震照査・耐震工事については、電気・工業用水道事業とも経営戦略等に基づき計画的に進めている。

○平成29年度から本格運用を開始した給水ネットワークを活用して、これまで行えなかった隧道の詳細な点検・補修を進めている。

【課題】 ●経営戦略に沿って、着実に点検・補修等を実施する必要がある。

【対策】 ①引き続き、電気・工業用水道事業とも経営戦略等に基づき、計画的に施設・設備の耐震照査、耐震工事を計画的に進めていく。
②隧道点検を計画的に進めつつ、補修が必要な部分については、施行可能な機会を捉えて実施する。

(2) 電力・燃料

【現状】 ○判田浄水場の非常用電源は、工水庁舎と共通であり、外部からの電源供給がストップした場合、直ちに起動し電源を供給、12時間の連続稼働が可能である。

○大津留浄水場については、非常用移動電源車により、12時間の連続稼働が可能である。

○大分県としては、大分県石油商業組合と協定を結び（平成18年10月締結、平成26年5月改正）、災害対策基本法第76条に定める緊急通行車両や、防災拠点、災害拠点病院その他災害応急対策上特に重要な施設に対し優先的に燃料を供給できる協力体制を構築している。

○大分県と石油連盟が締結している協定に、判田・大津留浄水場も含まれている。

○ダムゲートの操作用電源は、非常用発電機で約3日の稼働が可能である。

【課題】 ●大津留浄水場の非常用移動電源車を高所へ退避させる場合や三佐配水ポンプ場に移動させて使用する場合は、大型運転免許を保有する運転手の確保が課題となる。

【対策】 ①「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づく災害時に燃料供給が可能な協力体制の維持に努める。
②大津留浄水場の非常用電源車を移動させて使用する場合に備え、大型運転免許を保有する運転手の確保を進めていく。

第6章 業務継続力の向上

1 業務継続体制の向上

業務継続への組織的な対応力の向上を図るためには、教育・訓練や点検・改善等の取組を継続し、その結果等を企業局業務継続計画に反映させていくことが大事である。

(1) 教育・訓練

災害発生時、適切に業務を継続するためには、本計画に定める取組を職員に周知、浸透させるとともに、発災時に実際に計画に沿って行動できるよう対応力を向上させることが重要である。

そこで、次に掲げる訓練の実施を検討する。

- 職員参集・安否確認訓練
- 企業局防災実動訓練
- 防災GISによる情報伝達、共有等の訓練
- 各種通信機器の操作訓練
- 県・中部地区災害対策本部の各班の初動対応訓練 ほか

(2) 点検・改善

上記の訓練等を通じて、本計画の実効性を絶えず検証するとともに、その際に発現した問題点や教訓を踏まえ、逐次修正し改善を図る。

このように、訓練は、対応力の向上の機会のみにとどまらず、計画の点検・改善の機会としても有効に活用することが重要である。

2 他県の事業者との相互応援協定の締結、補修資材の備蓄

平成16年度から建物と水管橋について耐震対策を行い、主要なものは完了している。

東日本大震災の発生を受け、外部の有識者等による「大分工業用水道給水ネットワーク再構築事業地震・津波対策評価検討委員会」を設置し、平成23年12月15日に提言を受けた。平成24年度に耐震化ロードマップを作成し、平成25年度から構築物の耐震診断、耐震設計及び耐震工事を実施している。

管路については、ほぼ耐震性を有しているため喫緊の耐震対策は行わない。東日本大震災における工業用水道施設の被害状況では、主に管の継ぎ手部分と空気弁に被害が発生した。管路の補修資材は、大口径のものは製作に数ヶ月を要し費用も高額なため、被害発生時に早急な復旧が図れるようH27～R3で計画的に購入し、松岡の備蓄倉庫に保管する。なお倉庫の一部は、県政貢献として『災害備蓄物資拡充事業』用に福祉保健部へ提供している。

備蓄資材は、九州地域の工業用水道事業者間で締結した「相互応援協定」に基づき、相互に融通することも想定される。